

## 可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例（案）の概要

1. 条例制定の趣旨

兼山地区は、国史跡美濃金山城跡や川湊跡など歴史を感じることができる風情あふれる地区です。市はこの兼山を観光振興の重点地区として歴史資産を有効に活用した誘客に力を入れています。

そこで、平成 29 年 4 月に兼山生き生きプラザ 1 階の兼山連絡所が兼山公民館に移動したことより、連絡所跡地を観光旅行者の利便を図るための観光案内、お土産販売、体験プログラム等ができる観光施設として整備します。それに伴い、新たに観光交流館の設置及び管理に関する条例（案）を制定します。

2. 主な内容

## (1) 施設の名称

市民及び可児市を訪れる旅行者に観光施設とわかりやすくするため「可児市兼山生き生きプラザ」から「可児市観光交流館」という名称に変更します。

## (2) 休館日

兼山生き生きプラザでは、毎月第 1 月曜日を休館日としていましたが、観光交流館ではこれを廃止します。

## (3) 使用料

営利目的の使用及び 1,000 円を超える入場料を徴収しての使用については、その使用料の額を通常額の 2 倍の額とします。

兼山生き生きプラザでは冷暖房費について使用料の加算額を設けていましたが、観光交流館ではこれを廃止し、冷暖房費も含めた使用料とします。

## (4) 上記以外の施設の管理に関する諸規定

市が管理する他の公の施設の管理に関する条例の規定内容に合わせて規定しています。

## (5) 可児市生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の廃止

この条例の施行をもって、可児市生き生きプラザの設置及び管理に関する条例を廃止します。

## (6) 施行日

平成 30 年 4 月 1 日から観光交流館へ移行します。